

第2章 河川整備計画

河川整備計画においては、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、地域住民のニーズなどを踏まえた、おおよそ20～30年間に行われる具体的な整備の内容を定めなければならない。

平成9年の河川法改正に伴い、今後20～30年間の河川整備の目標と整備の内容等を記載した「河川整備計画」の策定が義務付けられた。長野県においては県内を16の圏域に分割し、各圏域毎に策定することとしている。

河川の整備は将来的に達成すべき目標を定め、これに基づいて行われるが、河川の整備には多大な予算と時間を要することから、水系間や河川間等のバランスを図りながら、中期的な整備目標を定めて段階的に整備を行うことが一般的である。すなわち、河川自体が自然の営力によって変化するだけでなく、河川を取り巻く社会的状況や地域住民の河川に対するニーズも時代とともに変化することから、長期的な整備目標に対する具体的な整備の内容やその目標に至るまでの整備手順や整備期間などを現時点ですべて定めることは困難である。したがって、当面の整備目標が達成できると見込まれ、かつ住民が実感を持つことができる程度の期間を計画期間として設定し、長期的な目標を定める河川整備基本方針に沿って、中期的な具体的な整備の内容を示す河川整備計画を定めることとしている。

1 河川整備計画に定める事項

河川整備計画においては、以下の事項を定めるものとする。

1. 河川整備計画の目標に関する事項
2. 河川の整備の実施に関する事項
 - ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ・ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

上記のとおり、河川整備計画は当該河川の具体的な河川整備の内容を明らかにするものであるが、限られた費用と時間の制約の中で整備を行うに当たっては施行順序の検討、他事業との計画調整や進捗管理を含む事業調整などが不可欠であることを十分踏まえるとともに、以下の事項に留意するものとする。

1. 河川整備計画の策定単位は、一連の河川整備の効果が発現する範囲を基本とする。
2. 計画期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間として、20～30年程度を目途に定めるのが一般的であるが、調査・検討に時間を有するなど具体の整備内容等に不確定な要素がある場合には、計画期間を通常のそれより短く設定して不確定部分を除くか、不確定部分を検討事項として明記し、明らかになった時点で適宜計画の見直しを行う。
3. 計画については、当該河川を取り巻く状況の変化や地域の意向等を適切に反映するよう定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて改定する。
4. 河川の整備内容の検討に当たっては、計画期間中に実現可能な投資配分を考慮するとともに代替案との比較を行う。
5. 河川の整備内容について、その必要性と効果がわかりやすい内容となるよう工夫する。
6. 河川の工事内容は、できるだけ将来的に手戻りがないよう配慮するが、整備の緊急性や施設の耐用

年数などを考慮し、必要な場合には将来的な手戻りが生じることも妨げない。

7. 河川の維持内容については、単なる維持工事的なものだけでなく、計画的に実施すべき事項について定める。また、観測や調査など、河川のモニタリングのために必要な事項についても定める。

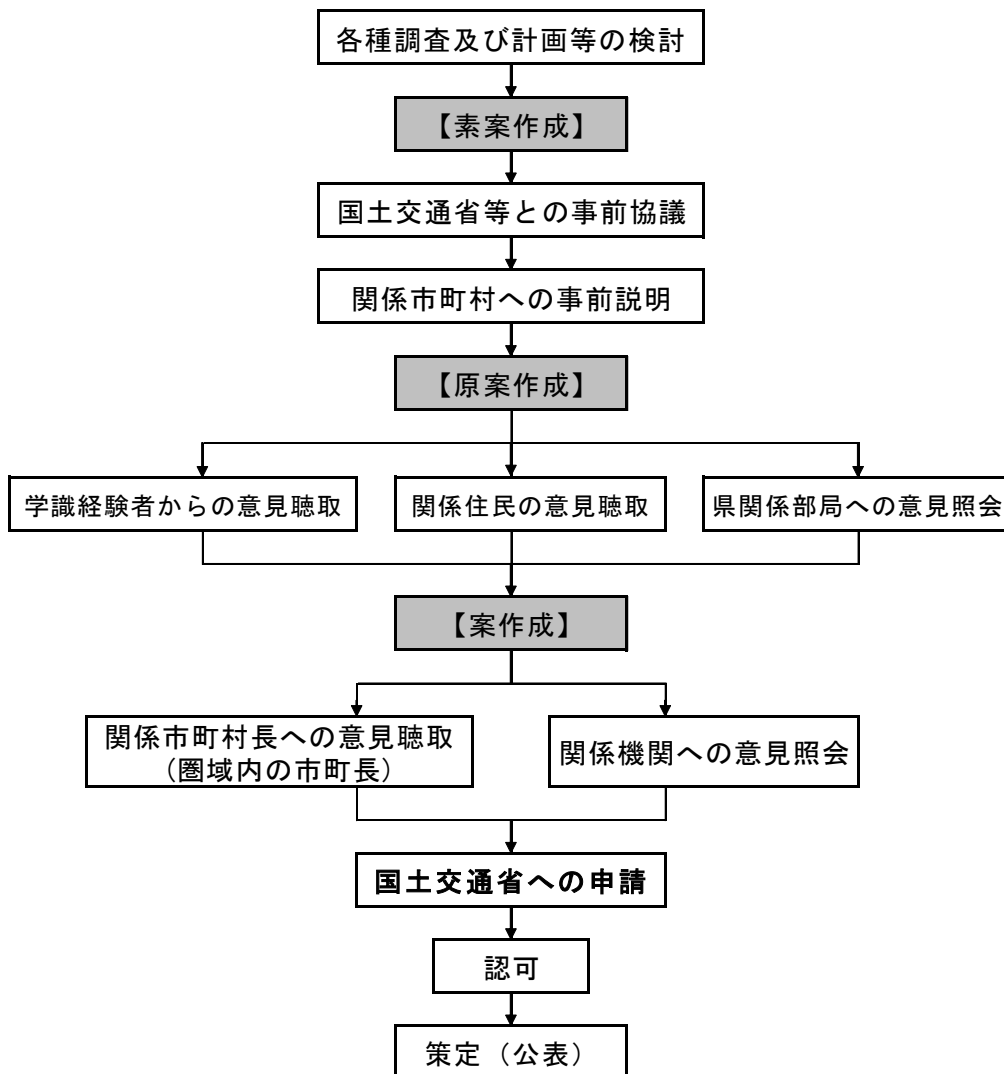
8. 河川整備計画には、河川の整備を進めるに当たって前提とすべき事項についても記述する。

なお、平成17年3月に都道府県策定の河川整備計画に関する国土交通省の審査マニュアルが公表されているので、策定にあたって参考とされたい。（節末資料参照）

2 河川整備計画策定の手続き

河川整備計画策定にあたっての手続きは以下のとおり。

河川整備計画



河川整備計画等審査マニュアル

河川法の一部を改正する法律等の運用について（平成10年1月23日付け建設省河政発第5号他）の「二 河川整備基本方針及び河川整備計画について」において、河川整備計画の作成にかかる運用基準が定められているが、河川整備計画の策定をより円滑に進めるため、都道府県が策定する河川整備計画を審査する際の考え方について、審査時に確認すべき資料、整備計画書本文に記載すべき事項に分け、そのポイントをマニュアルとして示す。

本マニュアルにおいて、【必須事項】は、河川整備計画書本文に記載すべき事項、【審査時確認資料】は、河川整備計画の審査時に確認する必須事項、【審査時参考資料】は、河川整備計画の審査時に参考程度に確認する資料としている。【解説】は、上記資料の考え方を示す。

なお、審査の効率化を図るため、参考資料として各項目ごとの【必須事項】、【審査時確認資料】、【審査時参考資料】について一覧表を添付した。

1. 河川整備計画の策定単位

河川整備計画の策定単位は、一連の河川の整備の効果が発現できる範囲として、計画的に河川整備を実施すべき区間を包含し、適切に配慮されていなければならないこと。

【審査時確認資料】

- ・圏域分割図、管内図

【審査時参考資料】

- ・圏域又は水系からの切り出し理由又は切り離し理由
 - ※ 圏域又は水系から該当河川のみを切り出して河川整備計画を策定、又は、該当河川を切り離して圏域の河川整備計画を策定する場合は理由を明記すること。

【解説】

圏域分割については、考え方を確認するにとどめ、圏域分割の理由等について説明は求めない。

河川整備計画の策定は、圏域単位（2級水系については水系単位）を原則とするが、可能な限り早期に策定するため、策定スケジュール等の都合により、該当河川の切り出し、該当河川の切り離しを認める。

2. 河川整備計画の目標に関する事項

- ① 計画対象区間における河川並びに流域の特性及び現状の課題を踏まえ、災害発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項について考慮した上で、適切かつ分かりやすく目標が設定されていること。

【必須事項】

- ・ 既往洪水の規模及び被害状況（記録がない場合は、平成元年以降の洪水で可）の記述
- ・ ダム等補給施設を位置づける場合は渇水被害（記録がない場合は、平成元年以降の渇水で可）の記述
- ・ 流況資料及び水利権等水利用の状況の記述
- ・ 河川環境の整備と保全に関する記述（河川環境に関する既往調査結果、既往文献、学識・関係機関等ヒアリング結果、現地写真等を平面図上に整理した資料、新聞（雑誌等含む）等の資料）
- ・ 低水管理上の課題などを総合的に記述（水利用の状況、河川環境上の課題などを定性的に記述することで可）
- ・ 「低水管理の目標とする流量」の設定に関する記述
※ただし、「低水管理の目標とする流量」の設定については、下記のいずれかに該当する河川で、その設定の緊急性が乏しいと判断される場合には、設定を保留できるものとする。
その場合、本文には「引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。」等と記述する。
 - ①河川整備基本方針に正常流量を定めていない河川
 - ②当面、新規水利権や渇水調整の必要性がないなど、今後の水利権調整のための低水管理上の課題がない河川
 - ③整備計画期間において、ダム等の貯留・流量補給施設の計画がなく低水流量確保が困難な河川
- ・ 河川の適正な利用に関する記述
- ・ 河川整備計画の目標に関する記述
- ※流域面積が10 k m²未満の河川については、下記の項目に限定することができる。
 - ・ 既往洪水の規模及び被害状況（記録がない場合は、平成元年以降の洪水で可）の記述
 - ・ ダム等補給施設を位置づける場合は渇水被害（記録がない場合は、平成元年以降の渇水で可）の記述
 - ・ 貴重種等の存在が確認されているなど、河川環境への配慮が必要な河川については、河川環境の整備と保全に関する記述（河川環境に関する既往調査結果、既往文献、学識・関係機関等ヒアリング結果、現地写真等を平面図上に整理した資料新聞（雑誌等含む）等の資料）

【解説】

既往洪水を計画対象としている場合は、当該洪水の規模（降雨量、観測最大流等）及び被害状況が記載されていることを確認する。

流況及び水利権の状況については、低水流量等の現況と許可及び慣行水利権の実態を把握し、適切に記述されていることを確認する。

河川環境の整備と保全に関する事項については、現地状況や地元の声を的確に把握し、河川環境の現状と目標を適切に記述していることを確認する。

環境資料については、既往調査や既往文献等を整理するとともに、事前に学識経験者や

関係機関、NPO等の関連団体にヒアリングを行い（課題や留意点の指摘がある場合には、場所や生物種を特定してもらう等、可能な限り具体的な内容を聞き出すこと。）、代表的な地点の現地写真とともに、平面図（地図）上に整理する。

なお、資料の精度や体裁については、河川の規模、地元に関心等、各流域の実情に応じた内容が伴っていれば良いものとし、負荷の大きい新たな環境調査等は求めないように留意する。

河川整備計画には、ダム等の貯留・流量補給施設の有無に関わらず、河川整備期間内における低水管理の目安となる流量を定める。

安全度の比較資料は、上下流だけではなく、河川ごとの比較とする。

また、ダム（既設含む）計画立案の際に正常流量の検討がなされている場合は、地点限定であっても記述するよう県に助言する。

整備計画の目標については、上記の課題・問題点を踏まえてわかりやすい表現で適切に目標が設定されていること（例：確率規模の明示、または〇〇洪水等による再度災害防止を図ることを目標とする等の記述）を確認する。

- ② 現在の投資規模等の状況にも配慮し、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間が設定され、明示されていること。

【必須事項】

・整備期間の記述

【解説】

概ね20～30年とする整備期間が明示されていれば可とする。
これと大幅に異なる期間を設定している場合にはその理由を確認する。

- ③ 目標とされている水準が、当該河川の重要性、所管地域内の他の河川とのバランス、近年の災害発生状況等を考慮して設定されていること。

【審査時確認資料】

・圏域内他河川と当該河川の安全度比較資料（河川整備計画概要書）
ダム計画中止の有無に関わらず治水安全度や基本高水のピーク流量を変更する場合は、
・変更する理由
・変更前後の計算結果とその根拠
とする。

【審査時参考資料】

・都道府県内河川の安全度設定の考え方

【解説】

圏域ごとの安全度バランスを確認するために都道府県内河川の安全度設定の考え方について参考程度に聴取し、河川の規模、流域面積、流域内人口等を踏まえ、圏域内河川の安全度バランスが確保されていれば可とする。

圏域内河川の安全度バランスとは、治水安全度間のバランスであって、同一の治水安全度の確保ではないことに留意する。
安全度の比較資料は、上下流ではなく、河川ごとの比較とする。

3. 河川整備の実施に関する事項

- ① 災害発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項について総合的に考慮した上で、調和のとれた内容であること。

【必須事項】

- ・平面、縦断、代表箇所横断図（河川整備計画書に掲載）
- ・災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する記述
ただし、縦断図については、記載事項が判読できない場合は、河川整備計画概要書に添付する。
- ・環境への配慮が必要な河川については、配慮事項の具体的な対策（河道計画、保全措置等）に関する記述

【審査時確認資料】

- ・河道計画諸元設定資料（高水位算出方法、出発水位、粗度係数等）

【審査時参考資料】

- ・流下能力図
 - ・環境整備メニューが具体化している場合は、その考え方、パス等
 - ・ダム等により水開発がある場合については、概要がわかる資料
- 将来計画が存在する場合は、
- ・将来計画の図（平面、縦断、横断）とする。

【解説】

平面、縦断、代表箇所横断図及び河道計画諸元設定資料と記述内容を必須資料とする。
上記内容（災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全）に関する記述がなされていれば可とする。

将来計画がある場合については、将来計画に対して手戻りとなるような計画になっていないかを確認する。

環境への配慮に関する記述については、前項の「2. 河川整備計画の目標に関する事項」で指摘した課題や河川に関し学識を有する者からの意見聴取の結果（例えば、流域委員会の意見等）を考慮した内容となっていることを確認する。

※河川環境関係の記載については、年度当初に整備局・県間で、当該年度に策定予定の全ての河川について包括的な協議を行い記載の方針を予め決定しておくことができる。その場合、整備局・県間の協議の場合は、総合流域防災協議会等を活用する。

なお、河川環境以外の項目についても申請者が必要とする事項について包括協議することを妨げない。

- ②河川整備の内容が、経済的に合理的であること。

【審査時確認資料】

- 全体計画を踏襲する河川については、
 - ・全体計画の写し（公文書とA B表）

とする。
事業を継続中の河川については
・全体事業費
とする。

【審査時参考資料】

事業再評価を実施した河川や新規着手予定の河川でB/Cを算定している河川については、
・B/C評価がわかる資料
とする。

【解 説】

全体計画を踏襲する河川については確認を省く。
全体がなく事業を継続中の河川については、全体事業費の確認にとどめる。
B/Cが算定されている河川については、参考資料として確認する。
※全体計画踏襲とは、河川整備計画と全体計画の計画規模、対象雨量、流量配分が一致していることとする。（以下同じ）

- ③ 上下流、左右岸で河川管理者が異なる場合は、それぞれが策定する河川整備計画の内容に不整合がないように調整されていること。

【審査時確認資料】

全体計画を踏襲した河川整備計画の場合は、
・全体計画の写し（公文書、AB表）
新規に河川整備計画を策定する場合は、
・直轄事務所との打合せメモ
・関係他県打合せメモ
とする。

【解 説】

関係機関と打合せが行われ関係者が同意していることを確認する。
全体計画を踏襲している場合は、全体計画と整合していることを確認することとどめる。
※手戻りをなくすため、最初の打合せは、局、直轄事務所、県の3者で実施することが望ましい。

- ④ 河川工事の内容が、目標を達成する上で効果的であること。

【審査時確認資料】

全体計画を踏襲している場合は、
・全体計画の写し（公文書、AB表）
とする。
新規河川又は事業実施中の河川については、洪水調節施設がある場合は、
・代替案比較
とする。
ダム、遊水地等の洪水調節施設の計画を中止した河川については、
・ダムの代替施設の検討結果（経済性、実現可能性等）
・将来計画との整合（手戻りの有無）に関する資料
とする。

【解 説】

新規河川及び事業実施中の河川については、洪水調節施設がある場合は、代替案との比較検討を行い、最適な案となっていることを確認する。
全体計画を踏襲している場合は、全体計画と整合していることを確認するにとどめる。
ダム計画を中止した河川については、対外的に説明が可能な河川整備計画となっていることを確認する。

- ⑤ 河川工事の内容が、上下流、左右岸で不整合になっていないこと。

【必須事項】

・流量配分図、平面図、代表箇所横断図（河川整備計画書に掲載）

【審査時確認資料】

全体計画を踏襲する場合は、
・全体計画の添付図
を提示する。

【解 説】

流量配分、堤防法線に連続性があるかを確認。代表断面で、堤防天端幅、余裕高等が構造令に反していないかを確認。
全体計画を踏襲している場合は、全体計画と整合していることを確認する。

- ⑥ 河川整備の実施予定箇所の場所が分かるように具体的に記述されていること。特に、ダム、遊水地、放水路、大幅な河川の付け替え等については、その区域（ダムについては湛水域を含む）が適切な縮尺の図面に明示されていること。

【必須事項】

・整備計画書本文の記述内容
・平面図（河川整備計画書に添付）

【審査時確認資料】

全体計画を踏襲する場合は、
・全体計画の添付図
を提示する。

【解 説】

河川整備計画書本文に河川整備の実施予定箇所の場所が明記されていること（A 3又はA 4の平面図）で確認する。ただし、施設諸元を検討中、または地元対応等で位置を明示できない場合については、大まかな位置または範囲を示すことで可。
全体計画を踏襲している場合は、全体計画と整合していることを確認するにとどめる。

- ⑦ 河川の維持内容が、目標達成する上で、効果的であること。

【必須事項】

・河川整備計画書本文の記述内容

【解 説】

河川整備計画書本文に河川維持の内容（方針等）が記載されていることを確認するにとどめる。

⑧ 整備計画の手続き関係

【審査時確認資料】

・関係市町村の意見の公文書の写し
・学識経験者の意見（委員会等の開催状況）
・関係住民の意見（地元意見交換会等の開催状況）
※地域の改変度合いが大きい災害関連事業（改良復旧等）を実施する際に必要となる河川整備計画の策定にあたっては、認可者と個別協議を行うものとする。

【解 説】

地元住民や関係自治体の意見を聴取していること、及び河川整備計画の妥当性を確認する。

地域の改変度合いが大きい災害関連事業（改良復旧等）の実施に際しては、早期に河川整備計画（方針）の策定が必要となるが、このような場合は、認可者と個別協議を行うものとする。

（原則として改良復旧事業の検討手順（（社）全日本建設技術協会「災害手帳」）フローに基づいて策定手続きを進める。

河川整備計画概要書(案)

水系名	〇〇川	圏域名	〇〇圏域	級種	2級	都道府県名	〇〇県	市町村	
河川概要	圏域面積 00 km ²	圏域内人口	00,000人	工事実施基本計画	有・無	全体計画	有・無・一部無		
工実又は整備方針	計画規模	1/〇〇	計画降雨	00mm/時	基本高水	000 m ³ /s	計画高水	000 m ³ /s	
圏域の整備目標									
圏域の整備区間									
整備計画期間									
工事施工全河川名	〇〇川	整備計画目標 計画規模	計画流量 000m ³ /s (000m ³ /s)	旧全計 計画規模	計画流量	実施事業	施工区間 <全計無区間>	補助ダム	河川事業内容
		1/〇〇 00mm/h (1/〇〇) (00mm/h)	000m ³ /s (000m ³ /s)	—	—	広域基幹等	0/0~0/0	—	河床掘削、築堤護岸等
	〇〇川	1/〇〇 (1/〇〇)	000m ³ /s (000m ³ /s)	—	—		0/0~0/0	—	
	〇〇川	1/〇〇 (1/〇〇)	000m ³ /s (000m ³ /s)	—	—		0/0~0/0	—	
(本川・支川の計画規模について)									

※()は一級水系であって、整備計画流量を県としては暫定計画と整理している場合に限り、県で持っている長期計画の流量を記載する。
注)二級水系にあつては、圏域に係る事項は水系とする。

河川整備計画策定 審査項目チェックリスト

〇〇圏域名：

〇〇県

審査項目		審査内容・確認資料	区分	申請者 フリガナ	審査 結果	備考	ページ
策定 単位	圏域分割	圏域分割図、管内図	確認				
		圏域からの切り出し理由又は切り離し理由（〇〇川、〇川）	参考				
河川 整備 計画 の 目 標 に 関 す る 事 項	災害発生の防止又は軽減	既往洪水の規模及び被害状況	必須				
		河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持	必須				
	河川の適正な利用及び流水の 正常な機能の維持	洪水被害（ダム等補給施設を位置付ける場合）	必須				
		（流況資料及び）水利権等水利用の状況	必須				
		低水管理上の課題についての総合的な記述	必須				
		低水管理の目標とする流量の設定に関する記述	必須				
	河川環境の整備と保全	河川の適正な利用に関する記述	必須				
		河川環境に関する既往調査結果	必須				
		既往文献	必須				
		学識・関係機関等ヒアリング結果	必須				
河川整備の目標	現地写真等（新聞、雑誌を含む）を整理した平面図	必須					
	河川整備計画の目標に関する記述	必須					
効果を発現させるために必要な期間	整備期間の記述	必須					
目標安全度の設定	河川整備計画の目標に関する記述	必須					
	圏域内他河川と当該河川の安全度比較資料	確認					
	県内河川の安全度設定の考え方	参考					
	治水安全度、洪水調節施設による洪水調節前の流量を変更する場合の変更の理由、計算結果と根拠	確認					
河川 整備 の 実 施 に 関 す る 事 項	整備内容の総合的な調和	平面、縦断、代表箇所横断面図（河川整備計画書に記載）	必須				
		災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する記述	必須				
		環境への配慮事項の具体的な対策に関する記述	必須				
		河道計画諸元設定資料（高水位算出方法、出発水位、祖度係数等）	確認				
		流下能力図	参考				
		環境整備の考え方、パース（環境整備メニューが具体化している場合）	参考				
	整備内容の経済的な合理性	将来計画の平面図、縦断面図、横断面図（将来計画がある場合）	参考				
		全体計画を踏襲する河川は、全体計画の写し（公文書とA B表）	確認				
		全体事業費（事業を継続中の河川）	確認				
	異なる河川管理者間の整合性	B/C評価がわかる資料（B/Cを算定している河川）	参考				
		全体計画を踏襲する河川は、全体計画の写し（公文書とA B表）	確認				
	工事内容の効果	新規計画策定河川は、直轄事務所との打合せメモ、関係他県打合せメモ	確認				
		全体計画を踏襲する河川は、全体計画の写し（公文書とA B表）	確認				
		洪水調節施設がある場合は、代替案比較（新規河川、事業実施中河川）	確認				
	工事内容の上下流・左右岸バランス	洪水調節施設の計画を中止した河川については、代替施設の検討結果、将来計画との整合に関する資料	確認				
流量配分図、平面図、代表箇所横断面図（河川整備計画書に記載）		必須					
整備実施予定箇所の場所	全体計画を踏襲する場合は、全体計画の添付図	確認					
	ダム、遊水池、放水路、大幅な河川付替の区域の平面図（河川整備計画書に添付）	必須					
	整備計画書本文の記述内容	必須					
維持内容の効果	全体計画を踏襲する場合は、全体計画の添付図	確認					
	整備計画書本文の記述内容（河川維持の内容等）	必須					
手続き関係	関係市町村の意見の公文書の写し	確認					
	学識経験者の意見（委員会等の開催状況）	確認					
	関係住民の意見（地元意見交換会等の開催状況）	確認					

※区分
 必須：河川整備計画書本文に記載すべき事項
 確認：河川整備計画の審査時に確認する必須事項
 参考：河川整備計画の審査時に参考程度に確認する事項